

外国人受け入れに関する政府方針の決定を受けて

◆7月24日の閣議決定及び口頭了解

2017年にほぼ達成したとされる、いわゆる「留学生30万人計画」の次に来る「外国人政策」がどのようになるのか、これが非常に気になるところである。ちまたの噂では、「30万人を達成したので、今後は入国管理局の審査が厳しくなる」などの話があり、また、ネット上では「移民があふれる」とか「日本が日本でなくなる」などというような意見まで掲載される始末である。実際に、6月4日には、政府の諮問機関である「規制改革推進会議」から第3次答申が示され、大幅なビザ発給条件の緩和などがうたわれているものの、そこにはまだ検討課題が多く、また、政府が正式に対策を打ち出したものではないということから、さまざまな憶測が流れていた。

政府もこの状況に手をこまぬいていたわけではないであろうが、国会審議の中において目玉法案以外の重要案件に関する言及が少なく、かつスキャンダル関連の質問が目立ったことなどによって、外国人、留学生に関する内容が大きく報道されることはなかった。また、その内容が他の重要案件に先駆けて考えられる懸案でもなかったためか、問題が先送りにされてしまい、国会閉会後の閣議へと「後回し」になったというのが現状なのである。我々の立場からすれば、留学生や外国人労働者の問題は日本の未来の問題であるのだから、できれば優先的に取り組んでもらいたいとの思いが強いのであるが、世の中はどうも未来よりも現在の疑惑にばかり目が向いてしまう。

そのような中で、やっとその方針が7月24日の閣議で示された。

閣議というのは、その順番が非常に問題になる。1号議案の決定事項を受けて、その後の議案が成立するというのも少なくないからである。今回はまず、「外国人受け入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」が閣議決定されている。この基本方針は6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」を踏まえたものであり、企画・立案、総合調整を行う法務省の司令塔的機能の下に外国人受け入れ環境の整備を進めるため、関係省庁の事務分担等が列挙されている。これを受けて「外国人材受け入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」も同日の閣議で口頭了解された。関係閣僚会議は、菅・官房長官と上川・法務大臣を議長とするもので、その下部組織として関係閣僚会議幹事会が置かれた。幹事会は、関係省庁の職員の中から閣僚会議議長が指定した官職によって構成される。幹事会の議長には杉田・和博内閣官房副長官事務担当が当たり、副議長を古谷・内政担

当内閣官房副長官補と兼原・外政担当内閣官房副長官補、そして黒川・法務省事務次官が担当する人事が決定することとなったのである。

要するに「幹事会」で実質的な施策内容を固め、「閣僚会議」で承認したうえで、それを閣議決定するというような政府部内における政策決定過程が決まったのである。

ただし、このような会議の設置が決まっても閣議決定された「基本方針」等があることから、会議を繰り返しても、その基本方針等を逸脱することはない。簡単に言えば「方向性と目的は決まっていて、その詳細な内容や実務細則を幹事会や閣僚会議で決定する」ということに過ぎないのである。しかし、その会議の関係省庁に名前を連ねていることによって、当然に、今後の外国人政策はこれらの省庁の考え方によってさまざまな要請が出されるということになる。留学生 30 万人計画の次に来る施策は、留学生だけではなく、日本社会全体に関連する内容になるということではなかろうか。

関係閣僚会議に参加する関係省庁に関しては、末尾に列記することにする。

◆「検討の方向性」に記された日本語教育に関する内容

さて、7 月 24 日の閣議後、直ちに関係閣僚会議の第 1 回会合が開かれ、具体的政策立案のたたき台である「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）案」が示されて協議に入った。紙面の都合もあるので、取りあえずその重要な部分だけを抜粋することにする。「検討の方向性」は全体として、

- 1 はじめに
- 2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動
- 3 生活者としての外国人に対する支援
- 4 外国人受け入れに向けた取組
- 5 新たな在留管理体制の構築

と大きく 5 項目に分かれており、「生活者としての外国人に対する支援」の中には「日本語教育の充実、日本語教育機関の適正な管理及び質の向上」という項目がある。日本語教育機関の空白地域の解消やインターネットを活用した学習教材の開発・提供のほか、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに新たな資格制度の整備などが検討されるという。

政府の方針というのは、片方で「緩和」を行えば必ず他方で「規制」をするというような状況になっている。ある意味で、このバランスが全体の調整弁になっているのであるが、そのために今までと大きく施策の展開が変わることなどがあるので、こうした検討の方向性には非常に注意が必要である。

「規制」という面では、「国内外の悪質な仲介業者の排除」ということが強調されており、仲介業者と組んでいる「悪質な日本語教育機関の通知を帰国留学生から聴取した相手国政府から受ける仕組みの構築に向けた取り組み」ということが一つの対応策として示されている。

実際に、学生の募集などにおいて、ブローカーを使っている場合も少なくないのであるが、そのブローカーが悪質である場合、学生が金銭的にひっ迫し、学業に専念できなかつたり経済的理由から犯罪に手を染めてしまったりするなどの問題が出てくる。これらは金銭的なトラブルが主な原因になっており、政府はそれを未然に防ぐことを企画するため、ブローカーに関する規制まで具体的に検討するようになってきたのである。もっとも、注意しなければならないのは海外のブローカーの場合、日本政府が直接処罰または規制することができないことだ。そのために、そのブローカーの紹介で入ってくる日本語学校の学生の入国ビザの発給が止められたり、あるいは、悪質なブローカーを使っている日本語学校全体に対して規制が強まったりするというように、日本語学校側にもまた学生にも影響が出るということになる。仲介業者の選定に関しても今後は細心の注意を払うとともに、日本語学校としても仲介業者に責任を転嫁することができなくなるので、さらなる注意が必要なのである。

このように、留学生 30 万人達成後は、日本語学校が外国人を生活者として支援する中心的存在になるということであり、我々にもその自覚がますます必要となってくるのである。

◆生活者としての留学生保護の改革

今回の「検討の方向性」の内容は、日本語教育に関することばかりではなく、留学生が日本国内で生活するという点に関しても、さまざまな方面から検討されていることが注目される。「閣僚会議」「幹事会」のような形で、各省庁を横断的に網羅した会議体が設置されたということは、当然に、学校教育という学校の中だけのことでなく、社会全般についての受け入れ態勢が検討されるということに他ならない。日本語学校に関して言えば、アルバイトや寮、役所の手続き、そして進路のことなど、日本語教育だけではなく他の分野に関しても関わらなければならないことは非常に多い。

まず住居については、公営住宅等に関して在留資格を持つ外国人に日本人と同様の入居を認めるということが検討される。民間の賃貸業者に関しても、外国人の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進や住宅情報の提供が進められることになる。

また、銀行口座の開設が難しい外国人労働者への賃金支払いの円滑化のため、銀行口座以外の口座への送金などが検討されるという。しかし、外国人に対する送金方法の変更ということに関しては、そのことを悪用する犯罪が増えるのではないかという気がしてならない。法律の用語の中に「新たな法律ができると新たな犯罪が発生する」というようなものがあるが、あまり日本の文化や日本語に慣れていない外国人においては、利便性ばかりではなく、安全性も考慮に入れた内容が必要ではないか。送金先を変えるのではなく、外国人に対しては日本語学校などの照会によって、今までの外国人に比べて口座開設の審査を簡略化するなど他の手段があるのではないか。そのような意見提言も、今後必要になってくる場面があるのではないかという気がしてならない。

アルバイトを含む雇用環境においても、外国人雇用管理指針の周知啓発が行われ、安全衛

生対策や労働災害防止のための教育や業者への指導が徹底されることになる。また、安定的な雇用を行えるように労働法令や雇用慣行等を習得させる研修事業の展開や事業者による職業訓練の支援などが検討されるなど、定住外国人に対してはメリットがあるような仕組みができるようになってくる。これらの検討によって、留学生の進路の選択幅が広がるということになるので、向学心が上がることを期待したい。

一方、海外における日本語教育の充実ということも大きな検討課題になっている。海外における日本語検定を充実させ、現地における日本語教員の確保・拡大、または日本から派遣する日本語教育の専門家の拡大やカリキュラムの充実のほか、海外における日本語教員の給与助成なども検討される。このことは、今後日本語学校が海外の日本語教育機関と提携するなどの機会が増えることを意味しており、仲介業者を介さない学生募集など、さまざまな可能性の拡大を予想させるものであるとされる。

このように、「優良な日本語教育者に対する優遇」と「悪質な日本語教育者及びブローカーの排除」ということが非常に比重を増していることから、日本語教育者の質の向上という課題が閣議及び関係閣僚会議において話題になったということになる。

在留資格の負担軽減ということと同時に、当然に不法滞在者への対策の強化が行われることは今回の「検討の方向性」によって確認されているが、全国日本語学校連合会（J a L S A）の加盟校に対しては、この件に関するこれ以上の説明は要しないであろう。

以上は、基本方針の閣議決定を受けた閣議口頭了解に基づいて設置された関係閣僚会議で協議されている「たたき台」の要点である。今回紹介した内容を中心に今後規制が緩和される一方、規制の強化が検討される分野も出てくる。政府は、来年4月からの制度発足を目指して法案の早期提出等準備作業を速やかに進めるよう関係省庁に指示しており、早ければ今年度内に施行される分野もあり得るということになる。現在はまだ政策の決定にまで至っていないが、今後とも、この「検討の方向性」の内容で進むことは間違いがない。早い対策を期待したい。

◆参考 外国人材受け入れ・共生に関する関係閣僚会議の構成

議長 内閣官房長官

法務大臣

構成員 経済再生担当大臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣

内閣府特命担当大臣（金融）

内閣府特命担当大臣（消費者および食品安全）

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）

内閣府特命担当大臣（地方創生）

国家公安委員会委員長

総務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

以上